

新型コロナウイルス対策

エスディージーズ

SDGs 推進型事業者応援補助金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、地域経済を支える中小企業などの事業持続化を応援するため、持続可能な開発目標（SDGs）を意識しながら、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策などの取り組みを進める事業者の事業継続を支援します。

■募集件数

予算（2億5,000万円）の範囲内

※申請は1事業者1回のみ

■対象者

以下の全てを満たす事業者

・市内に事業所を有する法人または個人事業主

※桐生市に住民登録があり市外事業所のみで事業を営んでいる個人事業主は、当該事業所を市内事業所とみなす

※会社については、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に限る

※県の「ストップコロナ！対策認定制度」の対象となる店舗については、認定を受けた店舗または認定申請予定店舗で本制度を活用する場合に限る

・令和3年3月31日以前から市内で事業を営み、引き続き継続する意欲があるもの

・市税などの滞納がない（納税猶予の許可を受けている場合は除く）

・風営法第2条第1項第4号および第5号ならびに第5項に該当する事業者でない

・暴力団、暴力団員および暴力団関係者が、事業に関与していない

■補助内容

・市内の事業所に設置や使用するもので、コロナ禍における事業継続に向けた物品購入や施設の改修・設

備導入の経費など

・令和3年4月1日以降に発注し、工事完了後（納品後）30日以内または令和4年2月28日のいずれか早い日までに実績報告ができるもの（実施済みのものは、交付決定通知後、市が指定する期限までに実績報告ができるもの）

■対象経費・補助金額

①ウィズコロナ対応事業

感染防止対策などに必要な各種備品や消耗品などを購入した経費の5分の4で、上限額30万円（消耗品購入に対する補助は上限5万円）。ただし、経費が合計で1万5,000円以上のものに限る。

②SDGs推進設備等導入事業

コロナ禍において、SDGsの推進を図りながら事業継続のために実施する設備導入や施設改修などの経費の3分の2で、上限額200万円。ただし、経費が単独で50万円以上のものに限る。

※①と②の事業を併用する場合、各事業の上限に加え、全体の補助合計額は200万円まで

※対象外経費

・中古品、汎用性の高い物品などの購入経費
・本事業の目的に合致しない物品の購入または施設の改修・設備導入などの経費
・他の補助金などを活用した経費 など

■必要書類・申請方法など

10月末までに市ホームページなどでお知らせします。

■問い合わせ

商工振興課新型コロナウイルス経済対策室（☎内線590・690）

事業者向けコロナ禍相談窓口

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者を支援するため、「事業者向けコロナ禍相談窓口」を設置しています。お気軽にご相談ください。

■期日・時間

原則として毎週火曜日と木曜日の午前9時から午後5時まで※正午から午後1時までを除く

■場所

桐生市職業訓練センター内（相生町五丁目）

■相談方法

専用電話（☎070 - 4195 - 4729）で相談に
応じるほか、桐生市職業訓練センター内の相談室において面談での相談にも対応します（要事前予約）。
詳しくは市ホームページをご覧ください。